三重県一般海域等管理条例（仮称）　中間案　概要

総則	目的（第1条）		一般海域等を適正に管理するため、適正な利用及び環境の保全を図ることを目的とする。
	定義（第2条）	一般海域	県が管理する海域のうち、漁港区域、港湾区域、一般公共海岸区域、海岸保全区域などの海域の管理が別の法令で定められているものを除く海域
		特定水域	一般公共海岸区域、海岸保全区域の水面の区域
		一般海域等	一般海域及び特定水域をあわせたもの
一般海域等の管理	占用等の許可（第3条）		・　一般海域等において、次に掲げる行為をしようとする者は、許可を受けなければならない。 ①　工作物等を設けて一般海域等を占用 ②　海底の土石を採取 ③　海底の土地の形状を変更 ④　その他適正な利用及び環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為 ・　許可に管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。
	適用除外（第4条）		公有水面埋立法、漁業法、水産資源保護法、海岸法など、別の法令の規定による免許、承認、許可等を受けた者が行う行為は、「占用等の許可」を適用しない。
	許可の特例（第5条）		国又は地方公共団体が占用等の行為をしようとするときは、協議することをもって足りる。
	許可の基準（第6条）		・　次のいずれかに該当すると認めるときは、許可を与えないことができる。 ①　公共施設の利用等に支障を与えるおそれがある ②　公共性及び公益性を著しく損なうおそれがある ③　環境の保全及び災害の防止に必要な配慮がなされていない ④　暴力団の利益になる
	占用料等の徴収等（第7条）		占用等の許可を受けた者から占用料等を徴収する。
	地位の承継（第8条）		占用等の許可を受けた者に相続等があったときは、相続人等は地位を承継し、地位を承継した者は届け出なければならない。
	権利の譲渡（第9条）		占用等の許可を受け地位を譲渡しようとする者は、承認を受けなければならない。
	原状回復（第10条）		占用の期間が満了したとき又は占用等を廃止したときは、直ちに現状に回復し、届け出なければならない。
	許可の取消し等（第11条）		占用等の許可に違反している者等に対して、許可を取り消し、条件を変更し、工作物等の移転、除去、原状回復等を命ずることができる。
放置船舶等の防止	禁止行為（第12条）		・　何人も、一般海域等において、みだりに、船舶等を捨て、又は放置してはならない。 ・　知事は、保全上特に必要がある区域を指定することができる。
	放置船舶等の措置（第13条）		・　知事は、指定した区域に捨てられ、若しくは放置された船舶等、又は工作物等（放置船舶等）が、一般海域等の管理に支障が生じ、やむを得ないと認めるときは、放置船舶等を移動することができる。 ・　知事は、放置船舶等について、売却又は廃棄することができる。
	警告（第14条）		・　知事は、放置船舶等の所有者に対し、移動又は除却するよう警告することができる。 ・　所有者を確知できないとき、緊急の必要があるときは、警告を省略することができる。
	放置船舶等の移動（第15条）		知事は、警告に従わないとき、警告を省略したときは、職員に移動させることができる。
	移動した放置船舶等の置（第16条）		放置船舶等を移動させたときは、保管し、３月経過しても返還することができないときは売却することができ、売却できないときは廃棄することができる。また、これらに要した費用は所有者の負担とする。
	委員会（第17条）		放置船舶等を売却又は廃棄するときは、調査、審議させるため、三重県一般海域等船舶等処理委員会を置く。
	報告の徴収及び立入検査等（第18条）		・　「占用等の許可」に違反した者に対し、一般海域等の管理上必要な事項の報告を求めることができる。 ・　占用等の場所や放置船舶等への立ち入り、書類や放置船舶等を検査することができる。
罰則	罰則（第19条）		「占用等の許可」に違反した者は、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金
	罰則（第20条）		「許可の取消し等」の規定による命令に違反した者は、５０万円以下の罰金
	罰則（第21条）		指定された区域に、船舶等を捨て、又は放置した者は、６月以下の拘禁刑又は３０万円以下の罰金
	罰則（第22条）		「報告の徴収及び立入検査等」の規定による報告をせず、検査を拒んだ者は、２０万円以下の罰金
	両罰規定（第23条）		法人の代表者又は法人等が、前４条の違反行為をしたときは、各本条の罰金刑
	過料（第24条）		詐欺その他不正の行為により、占用料等の徴収を免れた者については、免れた金額の５倍に相当する額以下の過料
	過料（第25条）		「地位の承継」の規定による届け出をしなかった者は、５万円以下の過料
雑則	規則への委任（第26条）		この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。